



- コロナ禍で利用者増加！！NISA、つみたてNISAとは！？
- コロナ休業支援金の休業期間・申請期限の延長

所長メッセージ

7月29日の日経新聞朝刊にTKC全国会の一面広告が掲載されました。内容は株式会社サイゼリヤの正垣康彦会長とTKC全国会の坂本孝司会長の対談でしたが、皆さま、ご覧いただけましたでしょうか？

正垣会長が創業時にTKC会員の長田税理士と出会い、「正直、税金なんか払いたくない。社会貢献は自分の会社の商品でやっていくんだ」という思いを持っていた正垣会長に対し、長田税理士は、税金をちゃんと払うよう指導されたとのこと。正垣会長は、はじめは渋々と税金を払っていたのですが、後になって、税金を正しく納めなさいという指導は、黒字化し利益を確保することで会社を強くしなさいということだったと気づき、創業当時から会社経営の本質を指導して下さったと、今でも感謝しているとのことでした。

正垣会長は、こうも言われています。「ひとつひとつの店舗の状況は会計データを見れば即座に掴めます。来店客数の増減、粗利が多い店舗、少ない店舗など、数字はすべてを教えてください。ただし、これは表面的なものなので、実は数字の裏に潜む本質に目を凝らすことが必要なのです。さすが成長を続けている経営者の言葉はズバリと的を射ています。私たちもお客様に業績を報告する際、「A部門の売上が増加していますが、社長は何が良かったとお考えですか？」といった感じで、現場で何が起きているのかを考えていただくよう気を付けています。本質を見通す眼力と「ピンチの時こそ会社も変わるチャンス」という気概を持ち、コロナ禍を勝ち抜きましょう！（浅野）

コロナ禍で利用者増加！！NISA、つみたてNISAとは！？

新型コロナウイルスの影響により、飲食や外出における支出が減った方は多いのではないのでしょうか。統計によると、昨年末時点の家計の預貯金額は前年比4.8%増の1,056兆円と過去最高を更新しています。その影響により投資に興味を持つ方が増え、証券口座の新規開設数が急増しているというニュースもありました。今回は、その中でも特に話題に上がることの多い「NISA、つみたてNISA」について簡単にご説明します。

通常の株式や投資信託等の取引で利益が出た場合には、利益に対して20.315%の税金が発生します。しかし、NISA やつみたてNISA で利益が発生した場合には税金はかかりません。下記の表にそれぞれの主な特徴を記載しました。どちらか片方しか利用できないため、内容をよく理解したうえでNISA 又はつみたてNISA を選択しなければなりません。まず、NISA のメリットは、国内外株式や上場投資信託等、幅広い金融商品の中から選ぶことができ、株主優待や配当金を受け取ることもできます。確定申告をする必要はありません。デメリットは、金融商品の値下がりにより元本割れするリスクや損失が発生してしまった場合に、翌年以降に損失の繰越ができないことです。



	NISA	つみたてNISA
非課税投資可能額	120万/年	40万/年
非課税期間	5年間	20年間
投資商品	上場株式、投資信託等	金融庁が定めた基準を満たす投資信託等

一方つみたて NISA は、少額から積立を始めることができ、投資経験がない方や、少ない方に向いているといわれます。また、金融庁の厳しい要件をクリアした金融商品のみしか購入できないため、一般の NISA と比べるとリスクは少ないとも言われています。非課税期間が 20 年間と長期間に渡るため、コツコツ積み立てたい方にはこちらが良いかもしれませんね。なお、つみたて NISA に関しても、損失が発生した場合には、一般 NISA と同様に損失を繰り越すことができませんのでご注意ください。投資するリスクを考慮し、余剰資金で行うことをお勧めします。(吉田)

コロナ感染症対応休業支援金・給付金の休業期間及び申請期限が延長されました

新型コロナウイルスの感染拡大が続いていますが、これによって事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員の雇用維持を図るため、「労使間協定」に基づき「雇用調整(休業)」を実施した場合に、休業手当などの一部を助成する「雇用調整助成金」という制度があります。この雇用調整助成金を受給された企業も多いかと思います。コロナ禍が長引いており、引き続き雇用維持に努めて頂けるよう、雇用調整助成金の特例措置が延長されています。休業等を検討されている企業、休業したものの申請をされていない企業は、雇用調整助成金の申請を検討されてはいかがでしょうか。



一方、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止等重点措置などの影響により休業(時短勤務、シフト削減を含みます)させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下「休業支援金」という。)が支給されます。中小企業のシフト制労働者等の令和2年4月から9月までの休業に関する休業支援金の申請期限などは令和3年7月末とされていましたが、対象となる休業期間及び申請期限が下記のとおり延長されました。申請にあたり、休業の事実を確認するために書類を作成することが必要となっていますので、事業主の協力は必要ですが、金銭的な負担はありませんので、従業員への周知や申請のご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お気軽に担当者にご相談下さい!(大村)

	休業期間	変更前	変更後
中小企業	令和2年4月～9月	令和3年7月末 下記(1)に該当する方	令和3年9月末
	令和2年10月～令和3年4月	令和3年7月末	令和3年9月末
	令和3年5月～6月	令和3年9月末	(変更なし)
	令和3年7月～9月 (8月・9月を追加)	令和3年10月末	令和3年12月末

ひとりごと

東京オリンピックが始まってしばらく経ちましたが、私も毎日テレビの前で色々な競技を観戦し、声援を送っています。勝った選手も負けた選手も、試合後のインタビューでは、コロナ禍で開催してもらえたことや今まで支えてくれた人への感謝の言葉が必ずといっていいほどあり、やはりオリンピックというものには特別なんだと感じました。前半戦は柔道やスケートボード、卓球などの活躍もあり連日金メダルの速報が流れていましたが、後半戦も陸上やレスリングなど楽しみな競技が目白押しです。パラリンピックも始まりますので、しばらくテレビの前から離れられそうにありませんね!(中嶋)

